

まちなか保育施設の新規設置及び運営事業者
の公募にかかる意見募集について

令和 8 年 6 月

豊橋市役所保育課

1. はじめに

本市は、「まちなか保育施設」を新たに設置し、運営する事業者を、本年度中に募集する予定です。この意見募集は、事業の実施可能性および効果を高めるために、想定している事業内容を事前に公開し、意見を募るものです。

2. 事業概要

(1) 概要

- ・本事業は、以下の3事業を同一施設で同じ事業者が実施する「まちなか保育施設」を新たに設置し、運営する事業です。
- ・事業の実施には、市の委託および児童福祉法に基づく市の認可が必要です。公募による審査の評価点数の最も高い1社と、本事業にかかる委託等に向けて協議を進めます。
- ・整備、運営にかかる補助等は、国の補助制度によることを原則としています。詳しくは、(別紙1) 詳細条件をご覧ください。

(実施する事業)

送迎保育ステーション事業	: 市からの委託
小規模保育事業	: 市による認可
乳児等通園支援事業	: 市による認可

(2) 事業を一体的に実施する効果

- ・小規模保育事業は、まちなかエリアの保育ニーズに対応するために実施します。
- ・送迎保育ステーション事業は、小規模保育事業の卒園児が3歳以上になっても、保護者の送迎先が変わらずに登園できるニーズに対応するために実施します。
- ・乳児等通園支援事業は、送迎保育ステーション事業の利用者が「まちなか保育施設」に不在となる時間帯の施設や人員を活用し、まちなかエリアの一時的な保育ニーズに対応するために実施します。

(3) 施設の開所時期

送迎保育ステーション	令和11年4月1日
小規模保育事業及び乳児等通園支援事業	令和10年4月1日

※前倒しでの開所を可能とします。

(4) 設置区域

事業の趣旨（別紙2）に基づき、「豊橋駅在来線改札口を起点に半径約 300m以内」もしくは「豊橋駅在来線改札口まで徒歩約 5 分圏内」を想定しています。

参考図（赤点線円は豊橋駅在来線改札口から半径約 300mを示します）



3. 事業実施のイメージ等

現在想定している「まちなか保育施設」における事業実施のイメージと条件です。

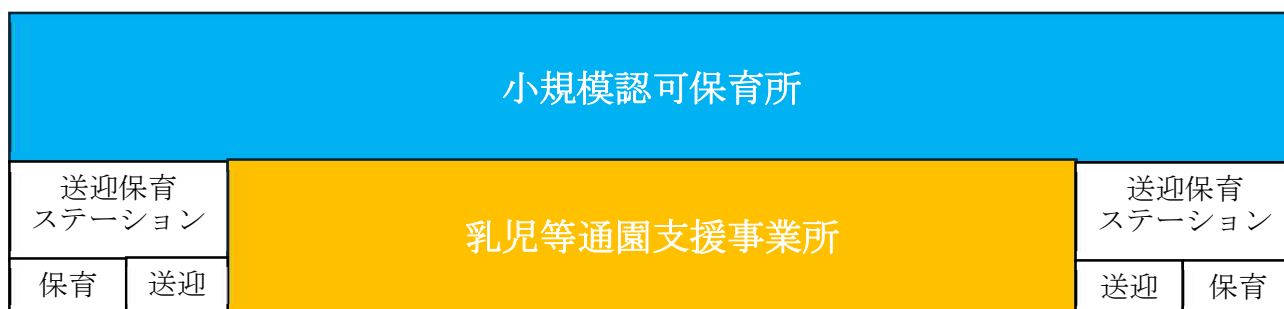
(1) 一体的な事業実施イメージ

事業の実施イメージは以下のとおりとし、3つの事業を一体的に運営するものとします。

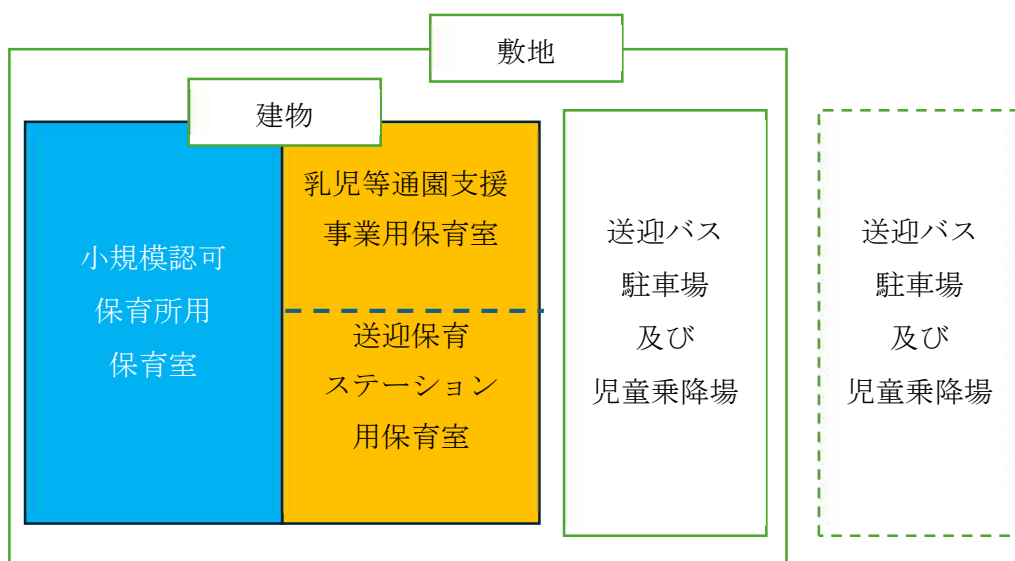
①実施時間

朝

夜



②実施施設



- ・各事業の保育室はそれぞれ別の部屋で行うこととします。送迎保育ステーションと乳児等通園支援事業は、保育の時間帯が異なるため、同一の保育室でも可とします。
- ・送迎バスの駐車場及び児童乗降場は、建物と同一敷地、もしくは各種法令等やこどもの安全に十分配慮したうえで建物近隣の場所とします。
- ・土地及び建物は、自己所有でも賃貸借でも構いません。

(2) 各事業の諸条件

各事業の設備運営基準等は、(別紙1) 詳細条件をご覧ください。

項目	送迎保育ステーション事業	小規模保育事業	乳児等通園支援事業
事業内容	登降園時に利用児童を保育所等と送迎保育ステーション間で送迎するとともに、送迎の前後に利用児童を保育する※1	保育を必要とする0歳児から2歳児の乳幼児を保育する。 0歳児の月齢については※2	就労要件を問わず0歳6か月から満3歳未満の未就園の乳幼児を保育する
事業類型	—	小規模保育事業A型	一般型
利用定員	※2	最大19名※2	※2
定員構成	本事業における小規模保育事業の卒園児全員が利用可能な定員構成とすること※2	在園児の4月進級時に受入超過とならないよう0歳児から2歳児の定員を構成すること※2	—
対象児童	市から保育を必要とする者として認定を受けた3歳児以上の就学前こども	市から保育を必要とする者として認定を受けた0歳児から2歳児の乳幼児	市から乳児等通園支援事業に係る認定を受けた0歳6か月から満3歳未満の乳幼児
入所・利用児童の決定	市	市	事業者
開所時間	朝2時間以上、夕方3時間以上ただし、乳児等通園支援事業の開所時間は除く。※2	11時間以上※2	最大で午前9時から午後3時まで※2
延長保育時間	—	あり※2	—
開所日	月曜日から土曜日※3	月曜日から土曜日※3	※2
料金	市が利用料を決定し、市が徴収する	市が保育料を決定し、事業者が徴収する	事業者が設定し徴収する
給食の提供	不要	必要	※2
連携施設	—	市内の保育所又は認定こども園から事業者が設定する	—
開設時期	本事業の小規模保育事業の卒園児が発生するまでに開設	令和10年4月1日※4	令和10年4月1日※4

※1：送迎保育ステーションの利用ができる送迎先保育所等は、保育所等の意向を聞いたうえで、児童の乗車時間を考慮し市が決定します。ただし、まちなか保育施設の実施事業者と同一法人が運営する保育所等は、送迎先の対象外とすることを想定しています。

※2：事業者の提案により実施します。上記欄に条件の記載がある場合は、その範囲内とします。

※3：日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始は閉所日とします。送迎保育ステーションは、土曜日は朝の預かりおよび通園先への送りのみとし、迎えは保護者が行うものとします。

※4：各事業の開設時期は、実施事業者と市との協議によって令和9年度中の開設も可能とします。

(3) 事業者を求める要件

応募事業者を求める要件として以下を想定しています。

愛知県内で認可保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業のいずれかを、通算で3年以上運営している法人

(4) 今後の予定

事項	時期
意見募集	令和8年 6月
募集要項等の公表	9月上旬
応募資格確認書類の提出期限	10月下旬
提案書類の提出期限	11月下旬
実施事業者の決定	令和9年 1月下旬
施設整備の開始	4月以降